

平成21年度国民健康保険税について



平成21年度の国民健康保険税の税率は下記のとおりです。

※税率の変更はありませんが、『介護納付金分』の課税限度額が9万円から10万円に引き上げられました。

区	分	平成21年度	平成20年度
医療給付費分	所得割	5.1%	5.1%
	資産割	48.0%	48.0%
	均等割(注1)	19,600円	19,600円
	平等割(注2)	16,400円	16,400円
	課税限度額	470,000円	470,000円
後期高齢者支援金等分	所得割	1.8%	1.8%
	資産割	12.0%	12.0%
	均等割(注1)	5,900円	5,900円
	平等割(注2)	5,100円	5,100円
	課税限度額	120,000円	120,000円
介護納付金分	所得割	2.00%	2.00%
	均等割(注1)	9,000円	9,000円
	課税限度額	100,000円	90,000円

注1. 被保険者1人当たりの税額

注2. 被保険者1世帯当たりの税額

※国民健康保険税は、世帯の所得額や人数に応じて均等割と平等割が軽減されますが、所得の申告がお済みでないと、軽減の適用が受けられない場合があります。

●年度の途中で75歳になられる方（後期高齢者医療制度に移行する方）

7月の本課税の時から、誕生月の前月までの分を計算して課税していますので、75歳になられたことによる変更課税はありません。

※75歳になられて後期高齢者医療制度へ移行する方については、国民健康保険の資格喪失届や後期高齢者医療制度への加入届は必要ありません。

『後期高齢者医療被保険者証』は75歳の誕生日までに郵送されます。また、国民健康保険の保険証については、有効期限を誕生日の前日までとしておりますので、同じ世帯に他に国民健康保険の加入者がいる場合は有効期限までに新しい『国民健康保険被保険者証』を郵送します。